

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第 2 期）【平成 2 7 年 3 月改訂】〔概要版〕

平成 2 7 年 3 月 2 3 日

宮 城 県

1 実施計画の趣旨

平成 2 4 年 1 月に策定した「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」に掲げた目標を平成 2 8 年度までに実現するため、平成 2 4 年 3 月に「実施計画」を策定し、具体的な事業の実施に取り組んできた。

この実施計画の第 1 期が平成 2 5 年度で終了することから、これまでの取組を評価し、さらに「みやぎ県民会議」構成団体の意見等も伺いながら、今後、平成 2 8 年度までの 3 年間の取組等を「実施計画（第 2 期）」として取りまとめ、放射線・放射能の監視測定や風評被害等の克服に向けた取組等被害対策の継続実施に万全を期し、目標達成に向けて邁進していくことにする。

なお、原発事故対策については、未だ汚染水問題等が収束しない状況にあることから、県としては、国及び東京電力の各種対策の実施状況等を注視し、実効性ある対策が確実に実施されるよう求めている。

○目標

震災以前の安全・安心なみやぎの再生 ～年間放射線量※ 1 ミリシーベルト以下の県土づくり～
これまでに誰も経験したことのない未曾有の原子力災害に正面から向き合い、震災以前の安全・安心なみやぎを再生するために、県は市町村・民間団体・県民と一体となって、目標達成に向けて取り組んでまいります。

※目標の「年間放射線量」は「追加被ばく線量（外部被ばくをいい、自然及び医療由来の放射線を除く。以下同じ。）」を意味する。

○目標達成のための基本的視点

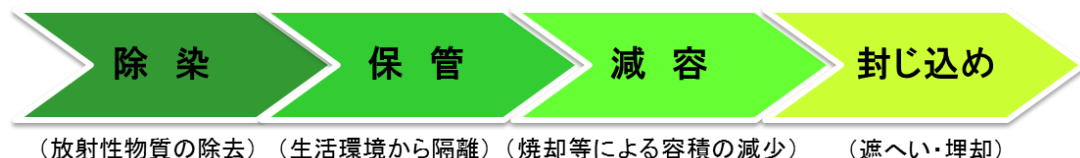
(1) 不安解消のための徹底した対応 ～県民の目線に立った対応～

- 監視・測定機器の増強や検査対象品目の拡充により、きめ細かな測定を行うとともに、測定結果を迅速に公表します。
- 住民が持ち込んだ家庭菜園等の農産物を測定するための体制整備に努めます。

(2) 徹底した放射線低減化システムの構築 ～年間放射線量 1 mSv 以下の目標達成～

- 放射線低減化システムを構築し、生活環境から放射性物質を除去するとともに、県民への周知を図ります。

※放射線低減化システムの流れ



- 5 年以内の目標達成を目指し、汚染状況重点調査地域を中心に市町村と一体となって除染を推進します。
- 汚染稲わら等の処理については、国の方針に基づき適正な処理に努めます。

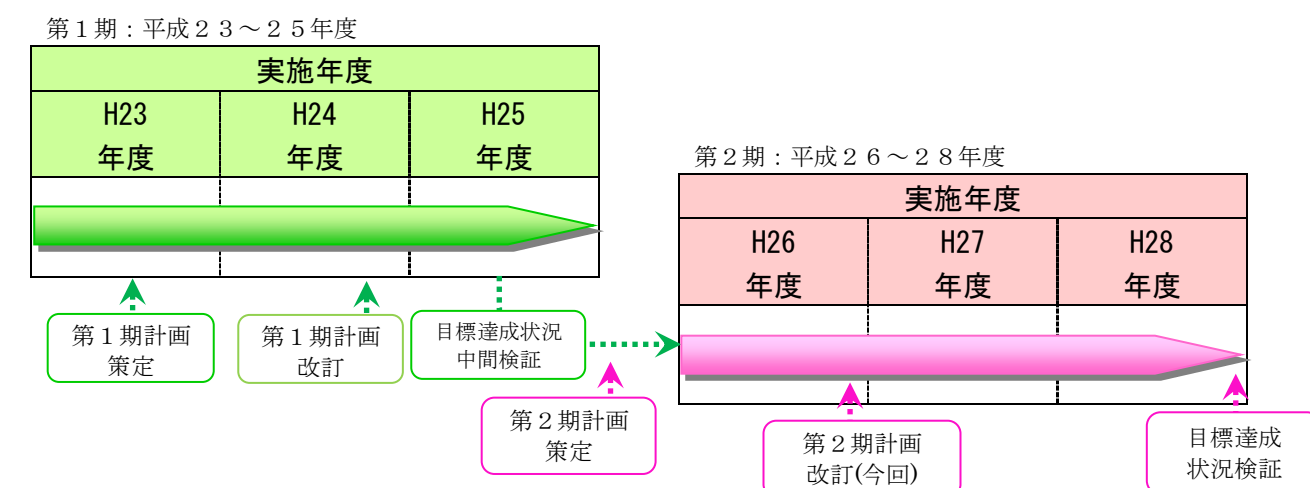
(3) 県民の放射線・放射能に対する科学的知見の涵養 ～『確かな情報・確かな知識』～

- 放射線・放射能に対する情報を県民一人一人が正確に理解できるよう、セミナー開催や出前講座の実施のほか、あらゆる機会を通じて、正しい知識の普及啓発を図ります。

2 計画の期間

原発事故の被害の全容が不明で、汚染の状況も変化しており、その収束を見通すことが困難なことから、計画期間については、平成 2 3 年度から 2 5 年度までを第 1 期、平成 2 6 年度から 2 8 年度を第 2 期として、策定時点で実施を予定している事業や取組を取りまとめた。

【計画見直し等のスケジュール】



3 計画の改訂

「実施計画（第 2 期）」策定後、生産から消費まで各段階でのモニタリング測定、風評被害の払拭、早期の損害賠償に向けた取組等を行ってきた。今後も、被害の実情等を踏まえ対策を推進することとしており、今回、平成 2 7 年度当初予算の編成を踏まえ、改訂版を策定した。

4 計画の構成

【7 つの個別取組と主な事業等】

第 1 「放射線・放射能の監視・測定」

空間放射線量の常時測定、飲食物・学校給食等の放射性物質濃度の検査

第 2 「健康不安への配慮」

一般検診やがん検診の受診勧奨、がん登録の整備推進、放射線等に関するセミナー・相談会の開催

第 3 「汚染・被害の拡大防止」

除染及び食品等の放射性物質の基準値に対応した検査による汚染の拡大防止
 出荷制限による減収等に対する金融支援やイベント・PR 等を通じた経済的被害拡大の防止

第 4 「放射線量低減化対策」

除染の推進体制の整備、市町村が行う除染への各種支援、県有施設等の除染

第 5 「汚染物・廃棄物の処理」

国・市町村等と一体となった適切な処理の推進

第 6 「損害への対応」

県民会議を通じた情報の共有化、民間事業者等に対する損害賠償請求支援

第 7 「正しい知識の普及・啓発」

放射能に関するポータルサイトの運営や放射能に関するパンフレットの作成等を通じた県民の放射線等に対する科学的知見の涵養



※主な事業・取組の◎青字は平成27年度に新たに取り組む事業